

派遣法第23条第5項に基づく弊社の労働者派遣事業の状況に関する情報

(2023年7月1日現在)

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（労働者派遣法）が改正され、第23条5項の定めにより、以下の内容について情報提供が義務付けられました。

- ① 派遣労働者の数（1日平均）
- ② 派遣の役務の提供を受けた者の数：派遣先の数（事業年度あたりの事業数）
- ③ 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合

$$\text{マージン率} = \frac{\text{（労働者派遣に関する料金の平均額 - 派遣労働者の賃金の平均額）}}{\text{（労働者派遣に関する料金の平均額）}}$$

厚生労働省
マージン率や教育訓練に関する取り組み状況

- ④ 教育訓練に関する事項
- ⑤ 労働者派遣に関する料金の平均額（8時間あたりの派遣料金の平均の額です）
- ⑥ 派遣労働者の賃金の平均額（8時間あたりの賃金額です）
- ⑦ その他参考と認められる事項
- ⑧ 雇用安定措置を講じた人数
- ⑨ 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

派遣労働者の数（1日平均）	163人
派遣先の数 （事業年度当たりの事業数）	7件
マージン率	32.4%
教育訓練に関する事項	派遣就業開始前及び就業期間中、個人情報保護・情報セキュリティに関する研修を受講していただきます。また作業内容に応じクレーン・玉掛け特別教育、フォークリフト、玉掛け（1t以上）等の特別資格やスキルアップ研修を受講を無償・有給にて年間TOTAL8時間以上の受講をしていただきます。 Office系・CAD系の資格習得希望の方には受講料を一部負担します。 また、ご希望の方にはビジネスマナー研修が無料で受講できます。
派遣料金（8H平均）	19,480円
賃金（8H平均）	13,160円（8H/1日換算）